

記載例

第1号様式

高知県知事 様

申請年月日 令和〇年〇月〇日

企業の魅力発信支援事業（マッチング支援）における支援対象法人に係る登録申請書

企業の魅力発信支援事業実施要領第4条の規定に基づき、マッチング支援における支援対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄

押印は不要で

フリガナ	カブシキガイシャ〇〇	フリガナ	〇〇 〇〇
法人名	株式会社〇〇	法人の代表者 職 氏名	〇〇 〇〇
本店所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇	電話 番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
法人番号	00000000000000		

登記上の本社(本店)所在地を記載してください。

2 申請者に係る確認事項（該当する欄に○を付けてください）

(1) 要件

県税の滞納がないこと	○ 該当する	○ 該当しない
労働基準監督署に就業規則を届け出ていること (常時10名以上の労働者を使用する法人のみ要回答)	○ 該当する	○ 該当しない
官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。	○ 該当する	○ 該当しない
資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと(※1)	○ 該当する	○ 該当しない
みなし大企業ではないこと(※2)	○ 該当する	○ 該当しない
本社所在地が東京圏(※3)のうち条件不利地域(※4)以外の地域にある法人(勤務地限定型社員を採用する法人を除く。)※5)ではないこと。	○ 該当する	○ 該当しない
雇用保険の適用事業主であること	○ 該当する	○ 該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	○ 該当する	○ 該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	○ 該当する	○ 該当しない

(2) その他

別紙「企業の魅力発信支援事業に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	○ 誓約する	○ 誓約しない
---	--------	---------

3 添付資料（添付する資料にチェックをお願いします。）

- 高知県税務所が発行した高知県税の直近（申請日前3か月以内）の納税証明書（写し） ※税目は「全税目」としてください
- 労働基準監督署の受付印が押された就業規則全文（写し） ※常時10名以上の労働者を使用する法人のみ添付

4 本申請のご担当者

氏名	〇〇 〇〇	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	E-Mail	〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp
----	-------	------	---------------	--------	--------------

管理コード（高知県使用欄）	
---------------	--

※1 本事業に係る「営利を目的とする私企業」は、会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社をいう。（ただし、資本金概ね50億円未満の法人又は地方公共団体であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所存する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）

※2 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
注)ただし、2.(1)の4番目の要件「資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと」を満たす法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。

※3 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※4 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村
（以上、令和4年4月20日時点）

※5 東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。